

平成25年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成25年3月12日（火曜日） 午後1時28分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
（議長諸報告について）
- 第 2 意見案第1号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書（案）の提出について
- 第 3 意見案第2号 安心できる介護制度の実現を求める意見書（案）の提出について
- 第 4 意見案第3号 TPP交渉参加断固阻止に関する意見書（案）の提出について
- 第 5 意見案第4号 日本放送協会（NHK）地方放送局の体制維持に関する意見書（案）の提出について
- 第 6 議案第 4号 小清水町暴力団の排除の推進に関する条例制定について
- 第 7 議案第 7号 小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 8号 小清水町社会福祉法人の助成に関する条例制定について
- 第 9 議案第11号 小清水町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例制定について
- 第10 議案第12号 小清水町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 第11 議案第14号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定について
- 第12 議案第15号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定について
- 第13 議案第16号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について
- 第14 議案第18号 小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例制定について
- 第15 議案第19号 小清水町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例制定について
- 第16 議案第20号 道路専用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第21号 小清水町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例制定について
- 第18 議案第22号 小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第24号 小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について
- 第20 議案第31号 平成25年度小清水町一般会計予算について
- 第21 議案第32号 平成25年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第22 議案第33号 平成25年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について

- 第 2 3 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第 2 4 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度小清水町簡易水道特別会計予算について
- 第 2 5 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員会長	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	加藤友幸	君
企画財政課長	鈴木祐之	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	久保弘志	君
産業課長	権藤結	君
建設課長	服部隆文	君
教育課長	渡邊等	君
管理課長	金原武浩	君
農業委員会事務局長	権藤結	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志	君
書記	窪田浩子	君

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただ今から、本日の会議を開きます。

（午後 1 時 2 9 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂田秀昭君）日程第 1、本日の会議録署名議員は、  
3 番 下 平 正 吾 議員      8 番 高 橋 隆 文 議員  
を指名いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を、事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は 10 名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案につきましては、事前配布にかかるもの以外に、意見案第 1 号、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書（案）の提出について、A 4 版 1 枚。

意見案第 2 号、安心できる介護制度の実現を求める意見書（案）の提出について、A 4 版 1 枚。

意見案第 3 号、TPP 交渉参加断固阻止に関する意見書（案）の提出について、A 4 版 1 枚。

意見案第 4 号、日本放送協会（NHK）地方放送局の体制維持に関する意見書（案）の提出について、A 4 版 1 枚を配付しております。

議案に簡易な訂正がありますので、ご訂正いただきたいと思います。

本日配布いたしました、意見案第 2 号の議題でございます、安心できる介護保険制度とありますが安心できる介護制度に訂正をお願いいたします。

今、定例会の一般質問でございますが、質問の通告がございませんでしたので、その旨、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎意見案第 1 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 2、意見案第 1 号、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3 番。下平正吾議員。

○3 番（下平正吾君）自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書。

平成 25 年度地方財政対策は、一般財源総額は前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表すところであります。

しかしながら、使途の自由な地方交付税を減額し、使途に縛りのある財政措置に置き換えることは、自治体の自由裁量枠を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為であり、地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を無視した、不公平な政策と言わざるを得ない。

更に、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地方の疲弊が深刻化している状況において、地方自治体は、これまでも職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減、市町村合併、行政機能のアウトソーシングなど、様々な行革努力を国に先んじて推し進めてまいりました。国が地方公務員の給与削減を強制することは、その努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、国と地方の関係を歪めかねないものである。

あわせて、地方公務員の賃金を削減することは、地域の賃金水準の低下と経済を停滞させる要因ともなり、慎重な対応が迫られるものである。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国は、地方公務員の給与決定は、自治体が自主的に条例により決定するとの原則を尊重するとともに、行政需要に基づき財源保障を行うことを基本に、中立かつ客観的な地方財政計画のもとに、地方交付税の算定につとめることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

慎重審議の上採択されますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、意見案第2号、安心できる介護制度の実現を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番。高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただ今上程されました意見書案第2号について説明いたします。

安心できる介護制度の実現を求める意見書案。

家族を介護負担から解放し、介護を社会全体で支え合うとして、2000年に介護保険制度

が導入されましたが、制度改定がなされるたびに給付が削減され、利用しにくい制度となっております。

2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して調理や掃除などを行う訪問介護における生活援助の時間区分が短縮され、サービスの低下や事業所の経営悪化など、様々な問題が表面化してきております。

また、利用限度額の低さや利用者負担の大きさから、必要なサービスを受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されておられません。

加えて、介護職員の賃金は他産業と比較して大幅に低く、離職者が後を絶たない状況であり、働き続けられる賃金への改善が急務であります。

現在、医療費抑制の名のもとに、入院日数が減らされ病院から在宅への流れが強まっておりますが、在宅医療も介護もその受け皿としてはあまりに脆弱な体制であります。

よって、国においては、利用者本位の安心できる介護制度を実現するために、以下の事項を実現するよう強く要望いたします。

1、介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料と利用者負担の軽減を図ること。

2、訪問介護における生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスを受けられるようにすること。

3、介護職員の賃金引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

ご審議をいただき、原案とおりの可決くださいますと、関係機関に送付くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、意見案第3号、T P P交渉参加断固阻止に関する意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番。高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただ今上程されました意見書案第3号について説明いたします。

T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書案。

農林水産業などを基幹産業とする北海道においては、関税撤廃を原則とする T P P 協定が締結され、何ら対策がなされなかった場合には、関連産業を含め 2 兆円を超える影響が生じ、道民の暮らしと経済の支柱が失われ、地域そのものが立ちゆかなくなる恐れがあり、また、わが国の食料安全保障を根底から揺るがすことになります。

更に、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にかかわる問題であります。このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長、国会議員も T P P 協定交渉への参加に反対、慎重な対応を求めてきました。こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま、交渉参加に向けた関係各国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾であります。

よって、国においては、T P P 協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供とあわせて、国民的な議論を行うとともに、引き続き、道民・国民の合意のないまま、関税撤廃を原則とする T P P 協定には参加しないことを重ねて強く要望いたします。

1. T P P 交渉への不参加。

T P P は一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ、国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られる問題ではないことから、政府は事前協議を含めた一切の T P P 交渉参加に向けた取組みを断念すること。

2. 多様な農業の共存を明確に位置付けた貿易ルールの確立。

わが国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業、水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置付け、これに基づき、重要品目においては必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものでございます。

ご審議をいただき、関係機関に送付くださいますよう、よおしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第 3 号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第 3 号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第 4 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 5、意見案第 4 号、日本放送協会（NHK）地方放送局の体制維持に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番。下平正吾議員

○3番（下平正吾君）日本放送協会NHK地方放送局の体制維持に関する意見書。

日本放送協会は、地方放送局の統廃合により1都道府県、1放送局を進めており、全道全体の放送体制の見直しが検討されています。

私たちの住む北海道オホーツク圏にあるNHK北見放送局は、昭和17年に開局以来70年を迎え、その間、管内自治体と連携し、災害、防災情報をはじめ、地域の安全、安心に役立つ情報や、重要な行政情報、我が国の食料供給基地であるオホーツク地域に不可欠な、きめ細かな気象情報など提供していただいております。地域住民の生活やまちづくりに欠かせない、地域に根ざした地方公共放送局となっております。また、オホーツク地域で暮らす人々の生き生きとした表情や生活スタイルのほか、地域の観光資源などが取材され、全道、全国に放送されることで、地域住民同士の明るい話題になっているなど、地域外への効果的な魅力発信にもつながっております。

更には、オホーツク圏が一体となって取り組んでいる政策やイベントを進めていく上で、農業や漁業、観光といった地域が持つ優れた地域資源を国内外に積極的に発信していくことが重要であり、そのためにはNHK北見放送局の機能の維持は不可欠であり、現実的に本町に九州の企業を誘致することができたのも、NHK北見放送局が町内で開催されたイベントを取材し、放送したものがきっかけとなっております。

しかしながら、この度、北海道全体の放送体制の見直しが実施され、北見放送局の一部機能や人員体制が縮小されると、オホーツク圏からの情報発信が停滞し、オホーツク地域全体のまちづくりに大きな影響が及ぶことが想定されます。

つきましては、放送法第15条に規定する目的に資するべく、次の事項について配慮していただきますようお願い申し上げます。

1、オホーツク圏を広くカバーする地方公共放送局として、引き続きNHK北見放送局の情報発信機能を維持し、さらなる充実に努めること。

2、1の実現のため、現在の体制を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

慎重審議の上、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。



◎議案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第4号、小清水町暴力団の排除の推進に関する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

下平正吾総務文教常任委員長。

3番。下平正吾議員。

○総務文教常任委員長（下平正吾君）本委員会に付託を受けました議案第4号、小清水町暴力団の排除の推進に関する条例制定について審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第4号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第7号、小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

下平正吾総務文教常任委員長。

3番。下平正吾議員

○総務文教常任委員長（下平正吾君）本委員会に付託を受けました議案第7号、小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第7号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、議案第8号、小清水町社会福祉法人の助成に関する条例制定について、を議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文経済厚生常任委員長。

8番。高橋隆文議員

○経済厚生常任委員長(高橋隆文君) 本委員会に付託を受けました議案第8号、小清水町社会福祉法人の助成に関する条例制定について審査報告いたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長(坂田秀昭君) 委員長に対する質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第8号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号

○議長(坂田秀昭君) 日程第9、議案第11号、小清水町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

下平正吾総務文教常任委員長。

3番。下平正吾議員

○総務文教常任委員長(下平正吾君) 本委員会に付託を受けました議案第11号、小清水町一

般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例制定について審査報告いたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第11号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第12号、小清水町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文経済厚生常任委員長。

8番。高橋隆文議員

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）本委員会に付託を受けました議案第12号、小清水町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第12号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号乃至議案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第14号乃至日程第13、議案第16号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。  
高橋隆文経済厚生常任委員長。

8番。高橋隆文議員

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）本委員会に付託を受けました議案第14号乃至議案第16号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定及び小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定並びに小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、議案第14号及び議案第15号並びに議案第16号について、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第14号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号乃至議案第19号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第18号及び日程第15、議案第19号、小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例制定について、小清水町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）本委員会に付託を受けました議案第18号及び議案第19号、小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例制定及び小清水町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例制定についてについて審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、議案第18号及び議案第19号について、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第18号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第20号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）本委員会に付託を受けました、議案第20号、道路占用

料徴収条例の一部を改正する条例制定について審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第20号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第21号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第21号、小清水町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）本委員会に付託を受けました議案第21号、小清水町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例制定について審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第21号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第22号、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）本委員会に付託を受けました議案第22号、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第22号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第24号、小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文経済厚生常任委員長。8番。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）本委員会に付託を受けました議案第24号、小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について審査報告をいたします。

慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第24号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号乃至議案第36号

○議長(坂田秀昭君) 日程第20、議案第31号乃至日程第25、議案第36号、平成25年度小清水町一般会計予算について、平成25年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、平成25年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、平成25年度小清水町介護保険特別会計予算について、平成25年度小清水町簡易水道特別会計予算について、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算についてを一括して議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

下平正吾予算審査特別委員長。

3番。下平正吾議員

○予算審査特別委員長(下平正吾君) 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託を受けました議案第31号から議案第36号、平成25年度小清水町各会計予算について、各分科会において慎重に審査を行ったところでございます。

それを受けまして本委員会において採決の結果、議案第31号、小清水町一般会計予算、議案第32号、小清水町国民健康保険特別会計予算、議案第33号、小清水町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号、小清水町介護保険特別会計予算、議案第35号、小清水町簡易水道特別会計予算及び議案第36号、小清水町農業集落排水事業特別会計予算について、全員の賛成によりいずれも原案のとおり可決すべきものと決定したところでございます。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長(坂田秀昭君) 委員長に対する質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

○議長(坂田秀昭) 討論を終結いたします。

はじめに、議案第31号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。



次に、議案第33号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成25年第2回町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後2時10分)